

第1 審査会の結論

令和5年2月24日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年3月10日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は実施機関に対し、本件開示請求を行った。

そのうち、本件処分の対象となる内容は以下のとおりである。

- ・ 延岡市及び都城市に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）適用の際の内閣府との協議文書及び内閣府への報告文書

2 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について以下のとおり本件処分等を行い、公文書不開示決定通知書等により通知した。

(1) 本件処分

延岡市、都城市に法適用の際の内閣府との協議文書、報告文書のうち、

ア 延岡市への適用について、被害状況の報告・確認を受けた電子メール

(2) 令和5年3月10日付け部分開示決定

延岡市、都城市に法適用の際の内閣府との協議文書、報告文書のうち、

ア 都城市への適用について、被害状況の報告・確認を受けた電子メール

イ 延岡市及び都城市の被災世帯に関する一覧表

ウ 延岡市及び都城市に係る法適用の報告文書

(3) 令和5年5月15日付け部分開示決定

延岡市、都城市に法適用の際の内閣府との協議文書、報告文書のうち、被害認定調査票等個々の世帯に関する情報

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年4月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 決定を取り消すこと
- (2) 公文書の廃棄事項が確認された場合は担当者を懲戒処分すること

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張する本件審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 法適用に関して被害状況の報告及び確認を受けた電子メールのうち、都城市に関する電子メールは保存されている一方、延岡市に関する電子メールは削除されていることは不自然である。

法及び災害救助法（昭和22年法律第118号）適用期間中の災害関係の手續に係る文書について、廃棄することはありえない。

- (2) 当該電子メールは法適用の決定過程で作成された文書であり、合理的な跡付けや検証に必要となるため、1年も経たずに削除及び廃棄が許容される公文書ではない。

第4 審査請求に対する実施機関の主張

実施機関が、弁明書で主張する内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 法適用の手續は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日府政防1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により定められており、被災の程度が法に定める基準を満たす可能性がある場合に、市町村から被災状況の根拠資料（以下「根拠資料」という。）の提供を受け、内閣府に報告することとなっている。
- (2) これにより、令和4年台風14号災害についても、延岡市から提供を受けた根拠資料によって、延岡市の被災の程度が法適用の基準を満たしていることを内閣府と相互に確認を行った上で、法適用を決定しており、当該根拠資料は公文書として保存している。
- (3) 一方で、根拠資料を内閣府に送付した電子メールについては、事務的かつ一時的なものと判断し、本県における電子メール等の取扱基準である「電子メール等の取扱基準について」（平成21年3月24日総務部総務課定め。以下「取扱基準」という。）に基づき、保存期間が1年未満の文書であると判断し、削除したため存在しない。

第5 審査請求人の反論書における主張

審査請求人が反論書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 削除したとされる電子メールの作成期間は、審査請求人が実施機関に対し、法適用の遅延問題について問い合わせしていた時期であり、その期間の電子メールを実施機関は故意に削除したことになる。
- (2) 実施機関の取扱基準は古すぎて現代の情報社会に適合していない。
取扱基準には「紙文書と同様に、電子メール等も、情報公開条例に基づく開示対象の公文書となることから、適正な処理・保存の徹底を図る必要がある。」とあるが、実施機関は審査請求人の問合せにより、当該メールの開示請求を予見できたにもかかわらず、削除したと主張し、隠蔽していることになる。
- (3) 電子メールに添付される根拠資料等は、電子メールの一部であり、根拠資料等のみを保存し、その他の部分を削除することは不自然であり、不適切である。
電子メールの送信日時や送受信者のやり取り等は重要な情報であり、削除されるべき正当な理由はない。
- (4) 当該電子メールは、随時廃棄することが適当と認められないため、文書取扱規程（平成2年宮崎県訓令第5号）における、保存期間が1年未満の文書に該当しない。
- (5) 電子メールは紙と異なり、物理的な場所を取らないため、特別な理由がない限り直ちに削除する必要はない。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のよう審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 6月15日	諮問を受けた。

令和6年 1月15日	諮問の審議を行った。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第7 審査会の判断理由等

当審査会は、本件処分について調査、審議した結果、以下のように判断する。

なお、審査請求書及び反論書の内容によれば、審査請求人は実施機関が本件対象公文書を削除したことについて、当審査会に判断を求めていることが読み取れる。

しかしながら、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第17条第1項及び第19条によれば、当審査会の役割は公文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び公文書の全部を開示しない旨の決定又は開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの決定もしないことについて審議を行うことであり、文書取扱規程に基づいた実施機関の公文書の取扱について審議を行うことではない。

よって、実施機関が取扱基準及び文書取扱規程に基づき、本件対象公文書を保存期間が1年未満の公文書であると評価し削除したことについて、当審査会は判断を行わない。

1 本件決定について

延岡市への法適用は令和4年11月7日に県が決定を行い、公示を行っている。

実施機関によれば、延岡市への法適用について事前に内閣府へ相談した際、根拠資料を内閣府と県で相互に確認することを求められたとのことである。

この確認作業は、内閣府によれば、法適用の際に被災世帯に支給される被災者生活再建支援金には国費も充当されること及び法適用の基準等の認識誤りを回避するために行うとのことである。

当審査会が実施機関に確認したところ、根拠資料は内閣府のシステムにアップロードする仕組みとなっており、実施機関が弁明書で主張する、電子メールにより内閣府へ送付するものではなかった。

また、当審査会が内閣府に確認したところ、都道府県との法適用に関する一連の連絡は、基本的に電子メールによって行われるとのことであるため、延岡市に対する法適用の際も電子メールにより根拠資料を確認した旨の連絡が行われたと推測される。

よって、実施機関から内閣府に対し、根拠資料を内閣府のシステムにアップロードした旨の連絡及び内閣府から実施機関に対する根拠資料を確認した旨の連絡は、電子メールによって行われたと推測するが、実施機関において当該電子メールは既に削除されていることから、不存在による不開示は妥当である。

2 その他

審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記1において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。